

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害 死亡</p>	<p>責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p>	<p>傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>注【傷害後遺障害】をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。</p>	<p>次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。) ⑦ 戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ⑧ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 <p>など</p>
<p>傷害 後遺 障害</p>	<p>責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のない場合 <p>など</p>
<p>疾病 死亡</p>	<p>次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 責任期間中に病気により死亡した場合 ② 「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間中に発生したものに限りませ。）」により、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合（ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始しその後も引き続き治療を受けていたものに限りませ。） ③ 責任期間中に感染した特定の感染症により責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 		<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が被ったケガによる病気 ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・ 歯科疾病 <p>など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="text-align: center;">治療・ 救済費用</p> <p>【妊娠初期の 症状に対する 保険金支払 責任の変更 に関する特 約】セット</p>	<p><傷害治療費用> 責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けた場合（義手、義足の修理を含みます。）</p> <p><疾病治療費用> ①「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気（その原因が責任期間中に発生したものに限り。）」により、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合 ②責任期間中に感染した特定の感染症により責任期間終了日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p><救済費用> 被保険者が次の①～⑦のいずれかに該当した場合 ①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、または 3 日以上続けて入院した場合 ②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合または 3 日以上続けて入院した場合（責任期間中に治療を開始した場合に限り。） ④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合 ⑥責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 注 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救済者にかかる費用は対象外です。 ⑦責任期間中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合</p>	<p>お支払いする保険金は 1 回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p><傷害・疾病治療費用> 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用をお支払いします（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180 日以内に要した費用に限ります。） ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用 ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は 5 万円、通信費と合算で 20 万円を 1 回のケガ、病気の限度とします。） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。）</p> <p>注 1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注 2 カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救済費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。 （【保険金をお支払いする場合】の⑦は 300 万円上限） ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの航空機等の往復運賃（救済者 3 名分まで） ③救済者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救済者 3 名分かつ 1 名につき 14 日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、<傷害・疾病治療費用>部分で支払われるべき金額は控除します。） ⑤遺体の処理費用（100 万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救済に必要な身の回り品購入費、救済に必要な通訳雇入費（合計 20 万円まで、<傷害・疾病治療費用>の④で支払われる費用は除きます。）</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①^(※1)、②^(※1)、⑦、⑧により生じたケガまたは発病した病気に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のない場合 ・自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ^(※2) ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気^(※3) ・歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。） <p>(※1) 自殺行為によりその行為の日からその日を含め 180 日以内に死亡した場合は<救済費用>部分の保険金をお支払いします。 (※2) 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転により事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は<救済費用>部分の保険金をお支払いします。 (※3) 妊娠初期の異常（妊娠満 22 週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金をお支払いします。</p> <p>注 旅行出発前に発病した病気による<疾病治療費用>および<救済費用>は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用	<p><治療費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で責任期間中にその症状の急激な悪化^(※2)により治療を受けた場合</p> <p><救援費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で責任期間中にその症状の急激な悪化^(※2)により3日以上続けて入院した場合</p> <p>(※1)妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。 (※2)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p>	<p>前記【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、症状が急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額を300万円限度にお支払いします。</p>	<p>前記【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療の開始が責任期間終了後である場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ・責任期間開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・責任期間中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用やインスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） <p>など</p>
緊急歯科治療費用	<p>責任期間中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療^(※)を開始した場合</p> <p>(※)歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。</p>	<p>責任期間中に要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の症状に対して通常負担する費用に相当する次の金額に縮小割合（50%）を乗じた額を10万円限度にお支払いします。</p> <p>①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p>	<p>前記【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義歯または歯科矯正装置の欠陥 ・義歯または歯科矯正装置の自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等 ・義歯または歯科矯正装置のすり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為 ・緊急歯科治療を伴わない検査 ・義歯の提供を含む歯科治療 ・定期的な歯科治療。ただし、緊急歯科治療と不可分の治療で、社会通念上妥当なものを除きます。 ・予防治療 ・あらかじめ予定していたまたは予測していた歯科治療 ・その他支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療 <p>など</p>
歯科治療費用	<p>責任期間中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合</p>	<p>被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額に縮小割合（50%）を乗じた額を支払います。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内のお支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。</p> <p>①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用</p> <p>注 日本国内で歯科治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ・歯科治療を伴わない検査 <p>など</p>
個人賠償責任	<p>責任期間中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>(※)次の損害に対しては右記【保険金をお支払いできない主な場合】の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 	<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任^(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害 		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害	<p>責任期間中に携行品^(※)（カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>(※)被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物など・被保険者が携行していない物（被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等） 	<p>携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます（修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を損害額とします。）</p> <p>注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料（旅券取得時のみ）、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）</p> <p>注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。） ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的故障（故障等） ・保険の対象である液体の流出 ・置き忘れ、紛失^(※) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。</p> <p>なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、前記【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。</p>
個人賠償責任（長期契約用）	<p>保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・日常生活に起因する偶然な事故 <p>注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>(※) 次の損害に対しては右記【保険金をお支払いできない主な場合】の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害（ただし、建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れによる損害に限ります。） ・宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れによる損害に限ります。 ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害 	<p>1回の事故につき、個人賠償責任（長期契約用）保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行（アルバイトを含みます。）に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人（家事使用人は除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任^(※) <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p style="text-align: right;">など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>生活用 動 産 (長期 契約用)</p>	<p>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品^(※)および通勤・買物・旅行などの際に携帯している被保険者所有の身の回り品^(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合</p> <p>(※)家財・身の回り品には、旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みません。</p> <p>注 次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物 など</p>	<p>家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。</p> <p>注1 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を損害額とします。)</p> <p>注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料(旅券取得時のみ)、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代(1事故につき合計5万円まで)</p> <p>注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。) ・保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ・保険の対象に対する修理、調整、清掃 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ・置き忘れ、紛失 ・詐欺、横領 ・火災、爆発、風水災、盗難などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 <p>など</p>
<p>航空機 寄 託 手 荷 物 遅 延 等 費 用</p> <p>実損払</p>	<p>被保険者が責任期間中に航空機搭乗時^(※)に運搬を委託した手荷物が、航空機の到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合</p> <p>(※)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p>	<p>被保険者が支出した次の費用(他人への謝金・礼金を含みません。)を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 <p>注 責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 <p>など</p>
<p>航空機 寄 託 手 荷 物 遅 延 等 保 険 金</p> <p>定額払</p>	<p>被保険者が責任期間中に航空機搭乗時^(※)に運搬を委託した手荷物が、航空機の到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために目的地において右記【お支払いする保険金】の費用を負担した場合</p> <p>(※)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p>	<p>被保険者が次の費用(金額の大小は問いません。)を支出した(他人への謝金・礼金を含みません。)場合に、1回の事故につき1万円を寄託手荷物遅延等保険金としてお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 <p>注 責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて費用負担した場合に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に費用負担した場合を除きます。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 <p>など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
航空機 遅延 費用 実損払	責任期間中に被保険者が次のいずれかに該当したことにより、出発予定時刻 ^(※1) から 6 時間以内に代替機を利用できない場合 ① 搭乗予定機の 6 時間以上の出発遅延、欠航等 ^(※2) 、搭乗した航空機の着陸地変更 ② 航空機を乗り継ぐ場合に到着機の遅延等 ^(※3) により乗継予定航空機に搭乗できないこと (※1) 着陸地変更の場合は着陸時刻、②の場合は乗継地への到着時刻とします。 (※2) 運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。 (※3) 搭乗予定航空機の出発遅延、欠航等 ^(※2) 、搭乗した航空機の着陸地変更による乗継地への到着遅延を含みます。	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1 回の左記【保険金をお支払いする場合】の①の出発遅延、欠航等、着陸地変更または②の到着機の遅延等につき、2 万円をお支払いの限度とします。 ① 出発地（着陸地・乗継地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費（宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用）、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額または負担することを予定していた金額を控除します。） ② 目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・ 保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・ 地震・噴火、これらによる津波 など
航空機 遅延等 保険金 定額払	責任期間中に被保険者が次のいずれかに該当したことにより、出発予定時刻 ^(※1) から 6 時間以内に代替機を利用できない場合 ① 搭乗予定機の 6 時間以上の出発遅延、欠航等 ^(※2) 、搭乗した航空機の着陸地変更 ② 航空機を乗り継ぐ場合に到着機の遅延等 ^(※3) により乗継予定航空機に搭乗できないこと (※1) 着陸地変更の場合は着陸時刻、②の場合は乗継地への到着時刻とします。 (※2) 運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。 (※3) 搭乗予定航空機の出発遅延、欠航等 ^(※2) 、搭乗した航空機の着陸地変更による乗継地への到着遅延を含みます。	被保険者が次の費用（金額の大小は問いません。）を支出した場合に、1 回の左記【保険金をお支払いする場合】の①の出発遅延、欠航等、着陸地変更または左記②の到着機の遅延等につき、1 万円を保険金としてお支払いします。 ① 出発地（着陸地・乗継地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費（宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用）、国際電話料等通信費 ② 目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・ 保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・ 地震・噴火、これらによる津波 など
緊急一 時帰国 費用	責任期間中（一時帰国している期間を除きます。）に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ① 被保険者の配偶者または被保険者の 2 親等内の親族の死亡 ② 被保険者の配偶者または被保険者の 2 親等内の親族の危篤 ③ 被保険者の配偶者または被保険者の 2 親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて 10 日以内に一時帰国し、かつ、帰国後 30 日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1 回の一時帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ① 被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航空運賃等の交通費 ② 一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料（14 日分まで③と合計で 20 万円まで） ③ 通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費（②と合計で 20 万円まで） 注 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2 回目以降の一時帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により 2 回目の帰国をした場合で、その一時帰国後 30 日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお支払いします。	・ 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 海外渡航開始時または保険期間開始時（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時）のいずれか遅い時より前に発病した病気 ・ 左記【保険金をお支払いする場合】①、②の原因または③の事由が発生した時以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 など 注 この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>旅行キャンセル費用</p>	<p>次のいずれかに該当したことにより、被保険者が出国を中止した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者^(※1)（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(※2)で入院した場合（入院が継続して3日以上に及んだ場合に限り、3日経過以前に死亡した場合を含みます。）</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦被保険者等がこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 <p>⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合</p> <p>⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合</p> <p>(※1) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。</p> <p>(※2) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>	<p>出国中止したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消料、違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用（出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。） ・渡航手続費として支払った費用（出国中止した後に使用できるものに対する費用を除きます。） <p>注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。</p> <p>◎この特約の責任期間は、保険期間とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時に開始します。また、契約日が出国日と同日の場合にはこの特約はセットできません。</p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑤に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） <p>②核燃料物質による事故または放射能汚染</p> <p>③むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって左記【保険金をお支払いする場合】の②が生じた場合</p> <p>④保険料領収前または契約日以前に、左記【保険金をお支払いする場合】の①、③～⑤に該当していた場合または②の入院を開始していた場合（ただし、契約日後に該当した事由が、契約日以前に該当していた事由と異なる場合（契約日以前に入院を開始し、契約日後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。）</p> <p>⑤ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転によって左記【保険金をお支払いする場合】の①、②が生じた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="text-align: center;">旅行 中断 費用</p>	<p>出国してから住居に帰着するまでの間に次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者^(※1)（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合</p> <p>②被保険者または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(※2)で入院した場合</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難した場合</p> <p>④急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により 100 万円以上の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦被保険者等の渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 <p>⑧被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が寄せられた場合</p> <p>⑨被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合</p> <p>(※1) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。</p> <p>(※2) 妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>	<p>保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度にお支払いします（旅行が企画旅行の場合は下記 1. または 3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記 2. または 3. のいずれか高い額をお支払いします。）。</p> <p>1. 次の算式により算出した額</p> $\text{旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか低い金額} \times \frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ <p>注 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。</p> <p>2. 次の費用</p> <p>①旅行中断したことにより取消料・違約料などの名目で旅行者等に支払った費用（出国後 3 か月以内に提供を受けるものに限ります。）</p> <p>②渡航手続費として支払った費用</p> <p>注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、旅行中断した後に使用できるものに対する費用も除きます。</p> <p>3. 次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空券等（その利用日が出国後 3 か月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 <p>①被保険者の航空運賃等交通費</p> <p>②被保険者の宿泊施設客室料（14 日分まで）、通信費、渡航手続費（合計 20 万円まで）</p> <p>注 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、【治療・救援費用】により支払われる額を控除します。</p> <p>◎この特約の責任期間は、出国した時に開始します。</p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑤に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんか、自殺、犯罪行為 ・被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ・日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ・核燃料物質による事故または放射能汚染 <p>②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによって左記【保険金をお支払いする場合】の②が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑨に該当していた場合（ただし、出国日以降に該当した事由が、出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合（出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。）</p> <p>④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツまたは自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転によって左記【保険金をお支払いする場合】の①、②が生じた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">テロ等 対応保 険金</p>	<p>旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後 12 時までには予定されているにもかかわらず、次のいずれかに該当したことにより、被保険者が責任期間中に右記【お支払いする保険金】の費用の負担を余儀なくされた場合</p> <p>①被保険者が乗客として搭乗している交通機関（搭乗予定を含みます。）または被保険者が入場している施設（入場予定を含みます。）に対する第三者による不法な支配、テロ行為^(※)または公権力による拘束</p> <p>②被保険者に対する公権力による拘束</p> <p>③被保険者が誘拐されたこと</p> <p>④日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと</p> <p>(※) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>	<p>被保険者が次の費用（金額の大小は問いません。）を支出した場合に、下記の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p>①交通費</p> <p>②宿泊施設の客室料</p> <p>③国際電話料等通信費</p> <p>1. お支払いする額</p> $\text{テロ等対応保険金日額} \times \frac{\text{帰国遅延日数}^{(※)}}{\text{日数}} = \text{テロ等対応保険金の額}$ <p>(※) 旅行の最終目的地への到着予定日からその日を含めて 10 日を限度とします。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>ペット 預入延 長保険 金</p>	<p>旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後 12 時までで予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合</p> <p>①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休</p> <p>②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能</p> <p>③被保険者が治療を受けたこと</p> <p>④被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです</p> <p>⑤被保険者の同行家族^(※1)または同行予約者^(※2)が入院したこと</p> <p>(※1)被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。</p> <p>(※2)被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。</p>	<p>被保険者がペットの預入延長^(※1)のための費用を支出した場合に次の算式により算出した額をお支払いします。</p> $\text{ペット預入延長保険金日額} \times \text{ペット預入延長日数}^{(※2)} = \text{ペット預入延長保険金の額}$ <p>(※1)ペットの預入延長とは帰国遅延により被保険者がペット^(※3)の世話に従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行うはずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設^(※4)にペットを預け入れることをいいます。</p> <p>(※2)ペットの預入延長を要した日数をいい、引取予定日の翌日から起算して7日を限度とします。</p> <p>(※3)被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。</p> <p>(※4)ペットが宿泊できる設備を備えたペットショップ、ペット美容院、動物病院またはペットホテル等の有料の施設をいいます。</p>	<p>前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、③、⑦、⑧により生じた損害</p> <p>など</p>
<p>弁護士 費用等</p>	<p><損害賠償請求費用> 被害事故^(※1)によって、保険金請求権者^(※2)が法律上の損害賠償請求を行った場合</p> <p><法律相談費用> 被害事故^(※1)によって、保険金請求権者^(※2)が弁護士に法律相談を行った場合</p> <p>(※1)責任期間中に発生した予期せぬ偶然な事故により被保険者が身体の障害^(※3)または財物の破損^(※4)を被ることをいいます。</p> <p>(※2)被害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合はその法定相続人）をいいます。</p> <p>(※3)被保険者の生命または身体が害されることをいいます。</p> <p>(※4)被保険者が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物が滅失（盗難、紛失または搾取を含みません）、破損もしくは汚損または盗取（搾取を含みません）されることをいいます。</p>	<p><損害賠償請求費用> 弊社の同意を得て支出した損害賠償請求費用^(※1)をお支払いします。ただし、1回の被害事故につき100万円を限度とします。</p> <p><法律相談費用> 弊社の同意を得て支出した法律相談費用^(※2)をお支払いします。ただし、1回の被害事故につき10万円を限度とします。</p> <p>(※1)訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行為に必要な手続きをするために要した費用（法律相談費用を除きます。）をいいます。</p> <p>(※2)法律相談の対価として弁護士に払われるべき費用をいいます。</p> <p>注 法律相談または損害賠償請求を行う場合は、あらかじめ弊社にご連絡ください。</p>	<p>1. 前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故または被害事故に加え、以下により生じた事故または被害事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ・被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した事故または被害事故 ・被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して発生した事故または被害事故 <p>2. 次の①～⑪に該当する身体の障害または財物の破損が発生した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による身体の障害または財物の破損 ②液体、気体、固体の排出、流出または溢出による身体の障害または財物の破損（ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、保険金をお支払いします。） ③財物の欠陥、自然の消耗・劣化、性質による変色、変質、肌落ち等その他類似の事由を理由とする財物の破損 ④被保険者が違法に所有・占有する財物の破損 ⑤労働災害により生じた身体の障害 ⑥診療、検査、医薬品・医療用具等の調剤、身体の整形、マッサージ・柔道整備等により生じた身体の障害 ⑦石綿等が有する発ガン性等の有害な特性に起因する身体の障害または財物の破損 ⑧外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害または財物の破損 ⑨電磁波障害に起因する身体の障害 ⑩騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害または財物の破損 ⑪初年度契約の始期日より前に被保険者が被害の発生を予見していた身体の障害または財物の破損 <p>など</p>

◆保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。

一時帰 国中補 償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して 30 日間、非居住者である場合は 90 日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。)をお支払いします。
-----------------	---

用語のご説明

- 「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。